### 原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 小 口 正 範 (公印省略)

# 定期事業者検査報告書 (定期事業者検査終了時)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第46条の2の2第1項の規定に基づく国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の再処理施設の定期事業者検査(第3回)が終了したため、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

- 1. 名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 名 称 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
  - (2) 住 所 : 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
  - (3) 代表者の氏名 : 理事長 小口 正範
- 2. 再処理施設を設置した事業所の名称及び所在地
  - (1) 名 称 :国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所

- (2) 所在地 : 茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 33
- 3. 検査の対象及び方法並びに期日
  - (1) 検査の対象及び方法:「核燃料サイクル工学研究所 再処理施設に係る廃止措置計画」 の「表 5-1 性能維持施設」について、同計画の添付書類六「表 6-1-1 性能維持施設の維持管理」に記載した性能が維持されてい ることを確認する。
  - (2) 検査の期日: 令和4年10月27日~令和5年3月31日
- 4. 検査の実績

検査の実績は、別紙のとおり。

要領書名 【要領書番号】	技術基準/該当事項	施設等	設備、機器、装置等	検査の実績	備考
受入れ系扉群インター ロックの作動試験 【要領書番号1】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	燃料受入系扉 (シャッタ扉と トラップ扉のインターロッ ク)	令和4年10月27日 合格	
貯蔵プール熱交換器の 流量の確認 【要領書番号 2】	第19条 (使用済燃料の貯蔵 施設等)	分離精製工場(MP)	濃縮ウラン貯蔵プールの熱交 換器、予備貯蔵プールの熱交 換器	令和5年2月1日 合格	
台車と結合装置のイン ターロックの作動試験 【要領書番号 3】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	ガラス固化技術開発施設(TVF)	溶融炉 台車(G51M118A)と結合装置 (G21M11)のインターロック	令和4年6月24日* 合格	*: 当該検査の開始までに使 用済燃料の再処理での事九 に関する事を通常を変した検索 (定期事等三項の実施した検査 (定期事等三項の実施した検査 (令和4年4月1日第3日 (令和6年4月1日第3日 検査所と、本機能は、な検査 の運転に必要者も3月31日 アローの場合をであり、では、な機能であり、での第5年が、本機能であり、では、な機能であり、定期事業を表別であり、では、な機であり、でかれ5年のであり、では、な機であり、では、な機能であり、では、な機能であり、では、な機能であり、では、な機能であり、では、な機能であり、下では、な機能であり、下では、な機能であり、下では、な機能であり、では、なり、では、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、な
建家及びセル換気系インターロックの作気である。 をひてもので、 は家のでないなかの作気がないができるでは、 は家のではないのでは、 は家のではないできる。 は家のでは、 はないできる。 はいまれば、 はいまなは、 はいまなななな。 はいまなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場(MP) 廃棄物処理場(AAF) 分析所(CB) 高放射性菌体廃棄物貯蔵庫(HASWS) 第二低放射性廃液蒸発処理施設(E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z) 放出廃液油分除去施設(CC) アスファルト固化処理施設(ASP) アスファルト固化性貯蔵施設(ASI) 廃溶媒貯蔵場(WS) 第二スラッシ貯蔵場(LW2) 廃溶媒処理技術開発施設(ST) 底溶媒処理技術開発施設(ST) 高放射性廃液貯蔵場(HAW) ウラン脱硝施設(DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2) 第二席 放射性 菌体 廃棄物 貯蔵 施設 (ZHASWS) 焼却施設(IF) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)	建家及びセル換気設備送・排風機	令和5年1月27日、 令和5年1月30日 合格	
【安祺書番号 4-1, 2, 3】		クリプトン回収技術開発施設(Kr) プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)	建家及びセル換気設備送・排 風機	令和5年1月16日 合格	
		ガラス固化技術開発施設(TVF)	建家及びセル換気設備送・排 風機	令和5年3月22日 合格	
	第11条 (火災等による損傷 の防止)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	建家及びセル換気設備送・排 風機	令和5年1月27日、 令和5年1月30日 合格	
		プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	空気圧縮機(水素掃気用)	令和5年3月6日 合格	
	第11条 (火災等による損傷の防止)	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	空気圧縮機(水素掃気用)	令和5年3月27日 合格	
		ユーティリティ施設 (UC)	空気圧縮機(水素掃気用)	令和5年3月29日 合格	
圧空設備圧縮機の性能 検査	第20条 (計測制御系統施設)	クリプトン回収技術開発施設(Kr) プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)	空気圧縮機 (計装用)	令和5年3月6日 合格	
【要領書番号 5】		高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第 二 高 放 射 性 固 体 廃 乗 物 貯 蔵 施 設 (2HASWS) 焼却施設 (IF) ユーティリティ施設 (UC)	空気圧縮機(計装用)	令和5年3月29日 合格	
		ガラス固化技術開発施設 (TVF)	空気圧縮機(計装用)	令和5年3月27日 合格	
プルトニウム溶液蒸発 缶液面制御装置の作動 試験 【要領書番号 6】	第4条 (核燃料物質の臨界 防止)	分離精製工場(MP)	プルトニウム溶液蒸発缶液面制御装置	_	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外した。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 (第3回 再処理施設 施設管理実施計画による。)
冷水設備用ポンプの性 能試験 【要領書番号 7】	その他 (事故対応資機材以 外)	分離精製工場(MP) 高放射性廃液貯蔵場(HAW)	冷水設備用ポンプ	令和5年1月30日 合格	
浄水設備用ポンプの性 能試験 【要領書番号8】	第 11 条 (火災等による損傷 の防止)	資材庫	浄水設備用ポンプ	令和5年1月30日 合格	

			T		<del> </del>
要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	検査の実績	備考
	その他 (事故対応資機材以 外)		冷却水設備プロセス用ポンプ	令和5年3月29日 合格	
冷却水設備プロセス用 ボンブの性能試験 【要領書番号 9】	その他 (事故対応資機材)	高放射性廃液貯蔵場(HAW)	冷却水設備プロセス用ポン プ、冷却塔*	令和5年3月29日 合格	*: 新たに性能維持施設として追加した設備「冷却塔」 の検査を実施した。 (第3回 再処理施設 施 設管理実施計画(改訂) による。)
	その他 (事故対応資機材以 外)	ユーティリティ施設 (UC)	冷却水供給ポンプ	令和5年3月29日 合格	
蒸気設備の作動検査 【要領書番号 10】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	中央運転管理室	蒸気設備	令和5年3月30日 合格	
ガラス固化技術開発施 設の保管ピットの風量 確認検査 【要領書番号 11】	第 25 条 (保管廃棄施設)	ガラス固化技術開発施設(TVF)	保管ピット(ガラス固化技術 開発施設)	令和5年2月28日 合格	
ガラス 固化技術開発施 設の冷却塔の作動試験 【要領書番号 12】	その他 (事故対応資機材以 外)	ガラス固化技術開発施設(TVF)	ガラス固化技術開発施設の冷却塔	令和5年3月22日 合格	
建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号 13】	第6条 (地震による損傷の 防止)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 除幹場 (DS) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) スラッジ貯蔵場 (LW) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) ウラン貯蔵所 (UG3) 排水モータ室 第三低放射性廃液 蒸発処理施設 (Z) 中間開閉所 放出廃液油分除去施設 (C) 第二ウラン貯蔵所 (2UG3) 第二低放射性固体廃棄物貯蔵場 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (ASF) アスファルト固化体貯蔵施設 (AST) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LWZ) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒贮理技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (PCDF) 底溶媒型技術開発施設 (IV) 第二トニウム転換技術開発施設 (PCDF) 底溶媒処理技術開発施設 (IV) 第二スラッジ貯蔵場 (LWZ) プルトニウム転換技術開発施設 (FVF) 第二人転換性廃液貯蔵場 (LWZ) 第二スラッジ貯蔵場 (LWZ) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 底溶媒処理技術開発施設 (FVF) 第二人転換計算的 第二人転換計算的 第二人間排気筒 焼却施設 (IF) 第二付属排気筒 焼却施設 (IF) 第二付属排気筒 焼却施設 (IF) 第三ウラン貯成 (UC) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家 (浸水防止設備を含む) 及 び構築物	令和5年3月30日、 令和5年3月31日 合格	以下の工事は、建家周辺で行うため、建家、構築物の検査においては認できない箇所など、影響はなかった。・高放射性廃対策(HAW)の竜巻防護対策(第4年7月~令和5年5月予定)・ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラ波固化技術開発にの竜巻防護対策(令和6年3月予定)
	主排気筒*	主排気筒*	建家(浸水防止設備を含む)及 び構築物	令和5年3月30日 合格	*: 令和3年7月~令和5年 3月の間、主排気筒の耐震 補強工事を実施。このた め、主排気筒に係る「建家、 構築物の健全性確認検査」 は、使用前自主検査(令和 5年3月16日合格)の結果 により確認した。
	第7条 (津波による損傷の 防止)	分離精製工場 (MP) 分析所 (CB) 中間開閉所 ブルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 第二中間開閉所 ガラス固化技術開発施設 (TVF)	建家 (浸水防止設備を含む) 及び構築物	令和5年3月30日、 令和5年3月31日 合格	

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	検査の実績	備考
	第10条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) スラッジ貯蔵場 (LW) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化地理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (PCDF) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高 放射性 直体 廃棄 物 貯蔵 施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 境却施設 (IF) 境却施設 (LWSF)	建家(漫水防止設備を含む)及び構築物	令和5年3月30日、 令和5年3月31日 合格	第6条の備考に同じ
建家、構築物の健全性確 認検査 【要領書番号 13】	第24条 (廃棄施設)	放射性廃棄物の廃棄施設	主排気筒 <sup>*</sup> 、第一付属排気筒、 第二付属排気筒	令和5年3月30日 合格	*: 令和3年7月~令和5年 3月の間、主排気筒の耐震 補強工事を実施。このため、主排気筒に係る「建変、 構築物の健生性確認検査」 は、使用前自主検査(令和 5年3月16日合格)の結 果により確認した。
【要領書番号 13】	第 27 条 (遮蔽)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (BS) 除染場 (DS) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) スラッジ貯蔵場 (LW) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) ウラン貯蔵所 (U03) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除法施設 (C) 第二ウラン貯蔵所 (2U03) 第二低放射性固体廃棄物貯蔵場 (2LASWS) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化処理施設 (ASF) アスファルト固化処理施設 (ASF) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) ブルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第一低放射性固体廃棄物貯蔵場 (1LASWS) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高 放射 性固体 廃棄物貯蔵 施設 (AS2) 第二高 放射 性固体 廃棄物貯蔵施設 (AS2) 第二百 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF) 焼却施設 (IF) 焼却施設 (IF) 焼却施設 (IF)	建家 (漫水防止設備を含む) 及 び構築物	令和5年3月30日、 令和5年3月31日 合格	第6条の備考に同じ
	第4条 (核燃料物質の臨界 防止)	分離精製工場 (MP) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	臨界警報装置	令和4年12月1日 合格	
定置式モニタ類の性能 検査 【要領書番号 14】	第21条 (放射線管理施設)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 除染場 (DS) 主排気筒 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) ウラン貯蔵所 (U03) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) 第二ウラン貯蔵所 (2U03) アスファルト固化体貯蔵施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) ブルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒贮理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高 放射性 固体 廃棄 物 貯蔵 施設 (2HASW) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 第二付属排気筒 焼却施設 (IF) 第二付属排気筒 焼却施設 (IF) 第二付属排気筒 焼却施設 (IF) 第二一付属排気筒	定置式モニタ類 (ガンマ線エリアモニタ、中 性子線エリアモニタ、ベータ 線ダストモニタ、ブルトニウ ムダストモニタ、排気モニタ)	令和4年12月1日 合格	

要領書名 【要領書番号】	技術基準/該当事項	施設等	設備、機器、装置等	検査の実績	備考
定置式モニタ類の性能 検査 【要領書番号 14】	第 21 条 (放射線管理施設)	周辺監視区域	モニタリングステーション (ガンマ線線量率計)、 モニタリングポスト (ガンマ線線量率計)	令和5年3月16日 合格	
排水モニタリング設備 の作動確認 【要領書番号 15】	第 21 条 (放射線管理施設)	安全管理棟	排水モニタリング設備 (アルファ放射線測定器、 ベータ放射線測定器、ガン マ放射線測定器)	令和5年2月8日 合格	
	第 23 条	分離精製工場(MP)	中央制御室の空気循環用機 材	令和5年3月23日、 令和5年3月24日	
	(制御室等)	ガラス固化技術開発施設(TVF)	TVF 制御室の空気循環用機 材 電源設備	合格	
			电源政明 移動式発電機、接続端子盤 (電源ケーブル合む)、緊急 電源接続盤(分離精製工場、 高放射性廃液貯蔵場、ガラ ス固化技術開発施設)、可搬 型発電機(電源ケーブル等 合む)		*: 新たに性能維持施設とし
			ガラス固化体保管ビットの 冷却機能 移動式発電機、電源接続盤、 電源切替盤(ガラス固化技 術開発施設)*		*: 新たに住能維持施設として追加した設備「移動式発電機、電源接続盤、電源付替盤(ガラス固化技術開発施設)」の検査を実施した。 (第3回再処理施設施設等理実施計画(改訂)による。)
			アクセスルートの確保 重機 (ホイールローダ、油圧 ショベル)		
			燃料運搬 タンクローリー		
		制設備 水槽付き消 車、化学消防 ース等の付 消防ポンプ 総用) 通信連絡を行な設備 通信連絡を行な設備 通信連絡を行な設備 通信連絡を信 下門警備所車庫 技術管理棟 再処理警備所 ブルトニウム転換技術開発施設駐車場 (PCDF 駐車場) 分離精製工場 (MP) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ガラス固化技術開発施設 (TVF) が実験除去様 予備循環ボ	水槽付き消防ポンプ自動車、沿防ホース等の付属品(水槽付き 消防ポンプ自動車からの供		
緊急時対応設備の確認 【要領書番号16】	緊急時自動車車庫 正門警備所車庫 技術管理棟 再処理警備所 プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF 駐車場) 分離精製工場 (MP) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW)		通信機材 (MCA 携帯型無線 機、衛星電話、簡易無線機、 トランシーバ)	令和5年3月23日、 令和5年3月24日 合格	
			(空気循環装置、可搬型入 気装置、エアロック用グリ ーンハウス)、 TVF 制御室の空気循環用機		
			(空気循環装置、給気ユニ		
			ボンブ、二次冷却水循環ポ ンプ 水素掃気機能 排風機、ブロワ、可搬式圧縮 機(圧縮空気用ホース等含		
			む)、可搬型ブロワ (配管等 含む) 計装設備 可搬型発電機 (電源ケーブ ル等含む)、可搬式圧縮機 (圧縮空気用ホース等含む)		
			事故対応要員の放射線防護 機能 高線量防護服類(鉛エプロン、タングステン製防護服、タングステンエプロン) 放射性物質の漏えい対処設		
			備 可搬型蒸気供給設備(ボイ ラ、燃料タンク等)、蒸気用 ホース等の付属品(可搬型 蒸気供給設備からの供給 用)		

要領書名 【要領書番号】	技術基準/該当事項	施設等	設備、機器、装置等	検査の実績	備考
濃縮ウラン溶解槽緊急 操作系の作動試験	第 22 条	分離精製工場(MP)	溶解槽の圧力上限緊急操作装置 置 圧力上限緊急操作装置 [I] (242PP+12.2)、 圧力上限緊急操作装置 [I] (242PP+12.3)	-	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから該を査配に記載する装置の当該検査を除外した。なお、機能を要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。(第3回 再処理施設 施設管理実施計画による。)
【要領書番号 17】	(安全保護回路)	77 792.11 40 99 ()	溶解槽の圧力上限緊急操作装置 E力上限緊急操作装置[I] (242PP'10.2、242PP'11.2)、 圧力上限緊急操作装置[I] (242PP'10.3、242PP'11.3)	-	次回定期事業者検査まで、 本機能を必要とする操作等を 行う予定がないことから、左 記に記載する装置の当該検査 を除外した。なお、機能を必要 とする操作等を実施する。 (第3回 再処理施設 施設 管理実施計画による。)
溶解工程インターロッ クの作動試験 【要領書番号 18】	第4条 (核燃料物質の臨界 防止)	分離精製工場(MP)	溶解槽溶液受槽密度制御操作装置	-	次回定期事業者検査まで、 本機能を必要とする操作等を 行う予定がないことから、左 記に記載する装置の当該検査 を除外した。なお、機能を必要 とする操作等を実施する。 (第3回 再処理施設 施設 管理実施計画による。)
	第4条 (核燃料物質の臨界 防止)	分離精製工場(MP)	警報装置 (第1ストリップ調整槽電導 度上限操作上限警報装置、抽 出器溶媒流量上限警報装置)	-	次回定期事業者検査まで、 本機能を必要とする操作等を 行う予定がないことから、左 記に記載する装置の当該検査 を除外した。なお、機能を必要 とする操作等を実施する。 (第3回 再処理施設 施設 管理実施計画による。)
	第10条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場(MP) めの機能)	警報装置 (高放射性廃液蒸発缶γ線上 限警報装置)	-	次回定期事業者検査まで、 本機能を必要とする操作等を 行う予定がないことから、左 記に記載する装置の当該検査 を除外した。なお、機能を必要 とする操作等を実施する。 (第3回 再処理施設 施設 管理実施計画による。)
			警報装置 (廃ガス貯槽槽内圧力上昇警 報装置)	_	次回定期事業者検査まで、 本機能を必要とする操作等を 行う予定するを設置の 記に記載する装置の を除外した。なお、機能を必要 とする操作等実施する。 (第3回 再処理な。 管理実施計画による。)
警報装置の警報試験			警報装置 (高放射性廃液蒸発缶圧力上 昇警報装置)	令和4年12月14日 合格	
【要領書番号 19】		高放射性廃液貯蔵場(HAW)	警報装置 (高放射性廃液貯槽温度上昇 警報装置)	令和4年12月14日 合格	
			警報装置 (第1ストリップ調整槽温度 上限性上限警報発置。ルトニウム溶液蒸発缶密度上限 警報装置、ウラン溶液蒸発压 (第1段) 圧力上限操作上限 警報装置、高放射性廃液基 丘源操上足下 報表置、温度上 限操作上限警報装置、温度上	_	次回定期事業者検査まで、 本機能を必要とする操作等を 行う予定がないことから、検査 記に記載する装置の当該検査 を除外した。なお、機能を必要 とする操作等を行う前に定期 事業者検査を実施する。 (第3回 再処理施設 管理実施計画による。)
	第 11 条 (火災等による損傷	分離精製工場 (MP)	警報装置 (高放射性廃液蒸発缶液位下 限警報装置)	令和4年12月14日 合格	
	(火災等による損傷の防止)		警報装置 (温水器 (282H50) 温度上限操 作上限警報装置)	_	次回定期事業者検査まで、 本機能を必要とする操作等を 行う予定がないことから、左 記に記載する装置の当該検査 を除外した。なお、機能を要期 生する操作等を行う前に定期 事業者検査を実施する。 (第3回 再処理施設 施設 管理実施計画による。)
		ユーティリティ施設 (UC)	警報装置 (圧縮空気設備圧力下限警報 装置)	令和5年2月9日 合格	

要領書名 【要領書番号】	技術基準/該当事項	施設等	設備、機器、装置等	検査の実績	備考
	第 20 条 (計測制御系統施設)	高放射性廃液貯蔵場(HAW)	廃止措置計画の性能維持施設 に記載された警報装置(各条 項に係るものを除く) 圧空貯槽(272V603) 圧力下限 警報装置	令和5年2月9日 合格	
警報装置の警報試験 【要領書番号 19】	その他 (事故対応資機材以	分離精製工場(MP)	廃止措置計画の性能維持施設 に記載された操作装置(各条 項に係るものを除く) (グローブボックス(267X65) 液位上限操作上限警報装置)	令和4年12月14日 合格	
	外)	ユーティリティ施設(UC)	廃止措置計画の性能維持施設 に記載された操作装置(各条 項に係るものを除く) (冷却水設備圧力下限警報装 置)	令和5年2月9日 合格	
	第4条 (核燃料物質の臨界 防止)	分離精製工場(MP)	操作装置 (第2ストリップ調整槽電導 度下限操作装置、第3ストリ ップ調整槽電導度下限操作装 置、第1スクラブ調整標密度 下限操作装置、第3スクラブ 調整槽電導度下限操作装置)	ı	次回定期事業者検査まで、 本機能を必要とする操作等を 行う予定がなみ装置の当該を 記に記載する装置の当該を検査 を除外した。なお、機能を定期 事業者検査を実施する。 (第3回 再処理施設 施設 管理実施計画による。)
		廃棄物処理場(AAF)	│ 操作装置 │ (低放射性廃液第1蒸発缶圧 │ 力上限緊急操作装置)	令和5年3月15日 合格	
操作装置の作動試験		第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)	操作装置 (低放射性廃液第2蒸発缶圧 力上限緊急操作装置)	令和5年3月15日 合格	
【要領書番号 20】	第11条 (火災等による損傷 の防止)	第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)	操作装置 (低放射性廃液第3蒸発缶圧 力上限緊急操作装置)	令和5年3月15日 合格	
		プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	操作装置 (窒素水素混合ガス供給系水 素濃度上限警報上限操作装 置、廃液蒸発缶温度上限緊急 操作装置、圧力上限緊急操作 装置)	Ι	次回定期事業者検査まで、 本機能を必要とする操作等を 行う予定がないことから、左 記に記載する装置の当該検査 を除外した。なお、機能を必要 とする操作等を行うに定期 事業者検査を実施する。 (第3回 再処理施設 施設 管理実施計画による。)
		焼却施設(IF)	操作装置 (焼却灰受槽温度上限操作装 置)	令和5年3月15日 合格	
分離工程、精製工程、溶 媒回収工程の給液系及 び試薬供給系の緊急操 作系の作動試験 【要領書番号 21】	第22条 (安全保護回路)	分離精製工場(MP)	分離工程、精製工程、溶媒回収 工程の給液系及び試薬供給系 の緊急操作系 (抽出器流量低下緊急操作装 置)	-	次回定期事業者検査まで、 本機能を必要とする操作等を 行う予定がないことから該 記に記載する装置の当該検査 を除外した。なお、機能を必要 とする操作等を行う前に定期 事業者検査を実施する。 (第3回 再処理施設 施設 管理実施計画による。)
ブルトニウム溶液蒸発 缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号 22】	第 22 条 (安全保護回路)	分離精製工場 (MP)	ブルトニウム溶液蒸発缶緊急 操作系 (圧力上限緊急操作装置、温 度上限緊急操作装置)	-	次回定期事業者検査まで、 本機能を必要とする操作等を 行う予定がないことから、左 記に記載する装置の当該検査 を除外した。なお、機能を定 とする操作等を行う前に定期 事業者検査を実施する。 (第3回 再処理施設 施設 管理実施計画による。)
プルトニウム溶液蒸発 缶加熱蒸気の温度警報 試験 【要領書番号 23】	第11条 (火災等による損傷 の防止)	分離精製工場(MP)	プルトニウム溶液蒸発缶蒸発 缶加熱蒸気温度警報装置	-	次回定期事業者検査まで、 本機能を必要とする操作等を 行う予定がないことから、左 記に記載する装置の当該検査 を除外した。なお、機能を必要期 事業者検査を実施する。 (第3回 再処理施設 施設 管理実施計画による。)
蒸気凝縮水系の緊急操 作系の作動試験(その1) 【要領書番号24-1】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	蒸気凝縮水系の緊急操作系 (蒸気凝縮水系放射性物質検 知装置)	令和5年3月29日 合格	
蒸気凝縮水系の緊急操作系の作動試験(その2) 【要領書番号24-2】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場(MP)	蒸気凝縮水系の緊急操作系 (プルトニウム溶液蒸発缶加 熟蒸気凝縮水放射性物質検知 装置)	-	次回定期事業者検査まで、 本機能を必要とする操作等を 行う予定がないことから、左 記に記載する装置の当該を検査 を除外した。なお、機能をご期 事業者検査を実施する。 (第3回 再処理施設 施設 管理実施計画による。)

要領書名 【要領書番号】	技術基準/該当事項	施設等	設備、機器、装置等	検査の実績	備考	
ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 緊急操作系の作動試 験 (その 1)、 ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 緊急操作系の作動試 験 (その 2) 【要領書番号 25-1, 2】	第 22 条 (安全保護回路)	分離精製工場(MP)	ウラン溶液蒸発缶(第1段)緊 急操作系 (液面上限緊急操作装置、温 度上限緊急操作装置)	_	次回定期事業者検査まで、 本機能を必要とする操作等を 行う予定がないことから、左 記に記載する装置の当該検査 を除外した。なお、機能を要期 事業者検査を実施する。 (第3回 再処理施設 施設 管理実施計画による。)	
ウラン溶液蒸発缶(第 1 段)加熱蒸気の温度警報 試験 【要領書番号 26】	第11条 (火災等による損傷 の防止)	分離精製工場(MP)	ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 蒸 発缶加熱蒸気温度警報装置	_	次回定期事業者検査まで、 本機能を必要とする操作等を 行う予定がないことから、検査 記に記載する装置の当能を必要 を除外した。なお、機能を必要 生する操作等を行うする。 (第3回 再処理施設 施設 管理実施計画による。)	
脱硝工程インターロックの作動試験(その1)、 脱硝工程インターロックの作動試験(その2)、 脱硝工程インターロックの作動試験(その3) 【要領書番号27-1,2,3】	第4条 (核燃料物質の臨界 防止)	ウラン脱硝施設 (DN)	脱硝工程インターロック (UNH受槽密度指示上限操 作装置、ウラン濃縮度記録上 限操作装置、溶解液受槽密度 指示上限操作装置)	令和4年12月6日、 令和4年12月7日 合格	前回の検査において除外としていた装置。機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施した。	
脱硝塔緊急操作系の作動試験(その1)、 脱硝塔緊急操作系の作動試験(その2) 【要領書番号28-1,2】	第 22 条 (安全保護回路)	ウラン脱硝施設 (DN)	脱硝塔緊急操作系 (圧力上限緊急操作装置、温 度下限緊急操作装置)	令和5年2月22日 合格	前回の検査において除外としていた装置。機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施した。	
酸回収蒸発缶加熱蒸気 の温度警報試験 【要領書番号 29】	第11条 (火災等による損傷 の防止)	分離精製工場(MP)	酸回収蒸発缶蒸発缶加熱蒸気 温度警報装置	_	次回定期事業者検査まで、 本機能を必要とする操作等を 行う予定がないことから、左 記に記載する装置の当該検査 を除外した。なお、機能を とする操作等を行う前に定期 事業者検査を実施する。 (第3回 再処理施設 管理実施計画による。)	
酸回収蒸発缶緊急操作 系の作動試験 【要領書番号 30】	第10条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場(MP)	酸回収蒸発缶缶内圧力上限緊 急操作装置	_	次回定期事業者検査まで、 本機能を必要とする操作等を 行う予定がないことから該検査 記に記載する装置の当該を検査 を除外した。等を行う前に定 事業者検査を実施する。 (第3回 再処理施設 管理実施計画による。)	
高放射性廃液蒸発缶緊 急操作系の作動試験 【要領書番号 31】	第 22 条 (安全保護回路)	分離精製工場(MP)	高放射性廃液蒸発缶緊急操作 系 (圧力上限緊急操作装置)	_	次回定期事業者検査まで、 本機能を必要とする操作等を 行う予定がないことか当該検査 記に記載する装置の当該検査 を除外した。なお、機能を要 とする操作等を行うに定期 事業者検査を実施する。 (第3回 再処理施設 管理実施計画による。)	
高放射性廃液蒸発缶加 熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号 32】	第11条 (火災等による損傷 の防止)	分離精製工場(MP)	高放射性廃液蒸発缶蒸発缶加 熱蒸気温度警報装置	_	次回定期事業者検査まで、 本機能を必要とする操作等を 行う予定がないことから、左 記に記載する装置の当該検査 を除外した。なお、機能を要期 事業者検査を実施する。 (第3回 再処理施設 施設 管理実施計画による。)	
高放射性廃液貯槽の警報装置の作動試験 【要領書番号 33】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場(MP) 高放射性廃液貯蔵場(HAW)	高放射性廃液貯槽槽内圧力上 昇警報装置、温度上昇警報装 置	令和5年1月17日 合格		
プルトニウム製品貯槽 の液面警報試験 【要領書番号 34】	第4条 (核燃料物質の臨界 防止)	分離精製工場(MP)	プルトニウム製品貯槽液位上 昇警報装置	令和4年12月6日、 令和4年12月7日 合格		

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	検査の実績	備考
建家及びセル換気系の負 圧警報試験 【要領書番号 35】	第10条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) アスファルト固化処理施設 (AST) クリプトン回收技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) ブルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (ON) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性度溶貯蔵場 (HAW) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性 極策勢 物 貯蔵施設 (2HASWS)	建家及びセル換気系の負圧警 報装置	令和5年2月9日 合格	
		ガラス固化技術開発施設 (TVF)	建家及びセル換気系の負圧警 報装置	令和5年3月27日 合格	
		分離精製工場 (MP) 分析所 (CB) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	セル等温度警報装置	令和4年12月20日合格	
セル等温度警報装置の警報試験 【要領書番号 36】	第11条 (火災等による損傷 の防止)	廃棄物処理場(AAF) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS) スラッジ貯蔵場(LW) 第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z) アスファルト固化体貯蔵施設(AS1) 廃溶媒貯蔵場(WS) 廃溶媒贮理技術開発施設(ST) 第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)	セル等温度警報装置	令和5年3月2日 合格	
セル等漏洩検知装置の警 報試験 【要領書番号 37】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) スラッジ貯蔵場 (LW) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) アスファルト固化処理施設 (ASP) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) ブルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (PCDF) 底溶媒処理技術開発施設 (PCDF) 底溶媒処理技術開発施設 (PCDF) 底溶媒処理技術開発施設 (PCDF) 底溶媒処理技術開発施設 (PCDF) 底溶媒処理技術開発施設 (CDDF) 底溶媒処理技術開発施設 (CDDF) 底溶媒処理技術開発施設 (CDDF) 底溶媒処理技術開発施設 (CDDF) 底流域射性廃液附蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (LWSF)	セル等漏洩検知装置	令和4年12月21日 合格	
		ガラス固化技術開発施設 (TVF)	セル等漏洩検知装置	令和5年1月27日 合格	
非常用発電機の作動試験	第 29 条	中間開閉所 ユーティリティ施設(UC)	非常用発電機	令和4年12月15日、 令和4年12月16日 合格	
非常用発電機の作期試験 【要領書番号 38】	弗 29 宋 (保安電源設備)	第二中間開閉所 ガラス固化技術開発施設(TVF)	非常用発電機	令和5年3月17日 合格	
無停電電源装置の作動試験 実 【要領書番号39】	第 29 条 (保安電源設備)	分析所 (CB) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) ブルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第ニアスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体原棄物貯蔵施設 (ZHASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	無停電電源装置	令和5年3月3日 合格	
廃溶媒処理工程緊急操作 系の作動試験 【要領書番号 40】	第11条 (火災等による損傷 の防止)	廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	廃溶媒処理工程緊急操作系 (槽温度記録上限緊急操作装 置)	令和5年2月17日 合格	
固化セル換気系の緊急操 作系の作動試験 【要領書番号 41】	第 22 条 (安全保護回路)	ガラス固化技術開発施設(TVF)	固化セル換気系 (圧力上限緊急操作装置)	令和5年3月16日 合格	
焙焼還元炉緊急操作系の 作動試験 (その1)、 焙焼還元炉緊急操作系の 作動試験 (その2) 【要領書番号 42-1,2】	第 22 条 (安全保護回路)	プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)	焙焼還元炉緊急操作系 (温度上限緊急操作装置、流 量下限緊急操作装置)	-	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外した。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。(第3回 再処理施設 施設管理実施計画による。)

要領書名 【要領書番号】	技術基準/該当事項	施設等	設備、機器、装置等	検査の実績	備考
窒素・水素混合ガス供給 系緊急操作系の作動試験 【要領書番号 43】	第22条 (安全保護回路)	プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)	窒素・水素混合ガス供給系 緊急操作系 (水素濃度上限緊急操作装 置)	-	次回定期事業者検査まで、本機能 を必要とする操作等を行う予定がな いことから、左記に記載する装置の 当該検査を除外した。なお、機能を 必要とする操作等を行う前に定期事 業者検査を実施する。 (第3回 再処理施設 施設管理実 施計画による。)
計器校正の確認 【要領書番号 44】		分析所(CB) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS) スラッジ貯蔵場(LW) 主排気筒 第二低放射性廃液蒸発処理施設(E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z) 放出廃液油分除去施設(C) アスファルト固化処理施設(ASP) アスファルト固化体貯蔵施設(AS1) クリプトン回収技術開発施設(Kr) 廃溶媒貯蔵場(WS) 第二スラッジ貯蔵場(LW2) 廃溶媒処理接次所蘭場(LW2) 廃溶媒処理接次所蘭場(HAW) 第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2) 廃溶媒処理接次所開発施設(TVF) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(HVF) 第一回。 (基別施設(IF) 第一付属排気筒 焼却施設(IF) 第一付属排気筒	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (温度計、圧力計、流量計、 液位計、液面計、密度計)	令和5年3月14日、 令和5年3月15日 合格	
	第20条(計測制御系統施設)	設( 設) 分離精製工場 (MP) (温 流量	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (温度計、圧力計、密度計、流量計、液位計、電導度計、 次線計)	令和5年3月14日 合格	前回のの装うでは、 前回のの装すでは、 を変とををををでいる。 が表表のでは、 が表表のでは、 が表表のでは、 でいるでは、
		プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)	廃止措置計画の性能維持施 設に記載されている計器 (温度計、圧力計、流量計、 水素濃度計)	令和5年3月14日 合格	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、以下に記載する計器の当該検査を除外した。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 焙焼還元炉温度計及び流量計、窒素水素混合ガス供給系水素濃度計 (第3回 再処理施設 施設管理実施計画による。)
		ウラン脱硝施設(DN)	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (温度計、圧力計、密度計、 ウラン濃縮度モニタ)	令和5年3月14日 合格	前回の検査において除外としていた以下の装置。機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施した。 脱硝塔温度計及び圧力計、UNH受槽密度計及びウラン濃縮度モニタ、溶解槽温度計、圧力計及び密度計

	ı		I		
要領書名 【要領書番号】	技術基準/該当事項	施設等	設備、機器、装置等	検査の実績	備考
計器校正の確認 【要領書番号 44】	第 20 条 (計測制御系統施設)	廃棄物処理場(AAF)	廃止措置計画の性能維持施設 に記載されている計器 (圧力計、流量計)	令和5年3月14日、 令和5年3月15日 合格	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、以下に記載する計器の当該検査を除外した。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 海中放出設備流量計(317FS22)(第3回 再処理施設 施設管理実施計画による。)
クレーンの作動確認 【要領書番号 45】	第 18 条 (搬送設備)	分離精製工場(MP)	燃料カスククレーン、燃料取出 しプールクレーン、燃料貯蔵プ ールクレーン、燃料移動プール クレーン	令和4年10月27日 合格	分離精製工場 (MP) において、 令和4年11月~令和5年3月の間に燃料カスククレーン (211-1) のワイヤーロープの2重化等に係る工事を実施し、使用開始前においても使用前自主検査により健全性を確認した(令和5年2月3日合格)。
セル内クレーンインター ロックの作動試験 【要領書番号 46】	第 18 条 (搬送設備)	分離精製工場(MP)	セル内クレーンインターロッ ク	令和4年10月27日 合格	
廃ガス貯槽の気密試験及 び安全弁作動試験 【要領書番号 47】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場(MP)	廃ガス貯槽(安全弁含む)	_	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外した。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。(第3回 再処理施設 施設管理実施計画による。)
海中放出設備の海中放出 管漏洩試験 【要領書番号 48】	第 24 条 (廃棄施設)	廃棄物処理場 (AAF) 放出廃液油分除去施設 (C) (海中放出設備)	海中放出設備	令和5年3月3日 合格	
加熱蒸気供給系安全弁の 作動試験 【要領書番号 49】	第11条 (火災等による損傷 の防止)	分離精製工場 (MP)	加熱蒸気供給系安全弁(266C3、 271C10)	_	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外した。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。(第3回 再処理施設 施設管理実施計画による。)
空気圧縮機予備機への自 動切替確認	第11条 (火災等による損傷 の防止)	ユーティリティ施設 (UC)	ユーティリティ施設の空気圧 縮機予備機への自動切替機能	令和5年3月29日 合格	
【要領書番号 50】	第 20 条 (計測制御系統施設)	高放射性廃液貯蔵場(HAW) ユーティリティ施設(UC)	高放射性廃液貯蔵場及びユー ティリティ施設の空気圧縮機 予備機への自動切替機能	令和5年3月29日 合格	
供給ポンプ予備機への自動切替確認 【要領書番号 51】	その他 (事故対応資機材以 外)	ユーティリティ施設 (UC)	冷却水供給ポンプ予備機への 自動切替機能	令和5年1月30日 合格	